

大阪広域環境施設組合規則第11号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（平成27年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び大阪広域環境施設組合職員就業規則（平成27年規則第30号）第10条第9項の規定（同規則第12条第2項において準用する場合を含む。）」を「、大阪広域環境施設組合職員就業規則（平成27年規則第30号）第10条第9項（同規則第12条第2項において準用する場合を含む。）、臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成27年規則第25号）第6条第2項（同規則第8条第2項において準用する場合を含む。）及び会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第8号）第9条第6項（同規則第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 任命権者は第1項の規定にかかわらず、同項第7号及び第12号の規定による職員の職務に専念する義務の免除は、法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員については、承認することができない。
- 4 任命権者は第1項の規定にかかわらず、同項第12号の規定による職員の職務に専念する義務の免除は、法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員については、承認することができない。

第3条第1項第8号中「6月につき1日」を「6月につき2日、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員については、任用期間6月につき1日」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。